山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例 第63号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(正当な理由により行う場合)

- 第2条 条例第 16 条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる用途に供するために同 条各号に掲げる行為をする場合とする。
 - (1) 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体及びその機関
 - ハ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立 大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関
 - 二 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人及 び地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法 人
 - ホ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設及び獣医療 法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設
 - (2) 学術研究又は試験検査の用途(前号に掲げる機関等における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
 - (3) 犯罪鑑識の用途
 - (4) 疾病の治療の用途 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) 第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による承認を受けて製造販売をされた 医薬品を使用する場合に限る。)
 - (5) 工業用の用途
 - (6) 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認め た用途

(収去証の交付)

第3条 条例第17条第1項の規定による収去は、別記様式第1号による収去証を交付して行うものとする。

(身分証明書の様式)

- 第4条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第2号によるものとする。 (警告書の様式)
- 第5条 条例第18条第3項の規則で定める様式は、別記様式第3号によるものとする。 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

収 去 証

- 1 収去の相手方の住所又は営業所所在地
- 2 収去の相手方の氏名又は法人の名称
- 3 品名及び数量
- 4 収去場所

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号) 第17条第1項の規定により、上記のとおり収去する。

年 月 日

収去者 所 属

職名

氏 名

備考

(表) 85mm 第 号 身 分 証 明 書 所 属 職名 真 氏 名 53 年 月 日生 上記の者は、山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27 年 12 月県条例第 63 号) 第 17 条第1項の規定により立入調査等を行う職員 であることを証明する。 年 月 日発行 山形県知事 印

(裏)

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(抜粋)

(立入調査等)

- 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物(以下この項において「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他前条各号に掲げる行為に関係ある場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。
- 2 前項の規定による権限を行使する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 一略一
- 4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

 第
 号

 年
 月

 日

様

山形県知事

囙

警告 書

下記1の行為は、山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号)第16条第 号の規定に違反するので、同条例第18条第1項(第2項)の規定により、下記2の措置を採るよう警告します。

(なお、この警告に従わない場合、同条例第 19 条第 1 項の規定により、下記 2 の措置を採るよう命じる場合があります。)

記

- 1 行為
 - (1) 行為をした者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 日時
 - (3) 場所
 - (4) 内容
- 2 採るべき措置及びその期限